

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和5年  
2月24日  
(金曜日)

## 目次

- 規則  
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（建築指導課）……………一
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）……………一
- 告示  
土地取用法の規定に基づく事業の認定（監理課）……………二
- 岩国駅前南地区市街地再開発組合の設立の認可（住宅課）……………二
- 公告  
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………三
- 公安委告示  
警備員等の検定の実施……………三
- 選管告示  
政治団体の名称等……………五
- 政治団体の異動事項……………五
- 解散等に係る政治団体の名称等……………五
- 資金管理団体の名称等……………六
- 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等……………六

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

令和五年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第一号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（住宅の容積率の特例に係る許可の申請の添付書類）

第二条 省令第十八条第一項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げる書類とする。

- 一 省令第六条の通知書の写し
- 二 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図
- 三 敷地の断面図及び写真
- 四 環境図
- 五 許可を必要とする理由書
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類

この規則は、公布の日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第二号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第二十七条第一項第五号中、「正面向き及び上半身像」を「及び正面向き」に改める。

別記第一号様式の注2中、「正面図及び上半身像」を「及び正面図」に改める。  
別記第五号様式中「なりすし」を「なりすし」に改め、同様式の注2中、「正面図及び上半身像」を「及び正面向き」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

別記第六号様式中「はり付け欄」を「駐付け欄」に改め、同様式の注2中「E画記  
き及び上半身像」や「及び正面向き」に、「はり付け欄」を「駐り付け欄」に改める。

この規則は、令和五年二月二十八日から施行する。



### 山口県告示第六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和五年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 起業者の名称  
山口市
- 二 事業の種類  
阿東総合交流ターミナル（道の駅長門峡）改修事業
- 三 起業地
  - (一) 収用の部分  
山口市阿東生雲東分字二ノ御堂原地内
  - (二) 使用の部分  
なし
- 四 事業の認定をした理由
  - (一) 法第二十条第一号関係  
阿東総合交流ターミナル（道の駅長門峡）改修事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる施設に関するものである。
  - (二) 法第二十条第二号関係  
本件事業の起業者である山口市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。
  - (三) 法第二十条第三号関係  
ア 本件事業の施行により得られる利益は、駐車場を整備して阿東総合交流ターミナル（道の駅長門峡）の利用者の利便性を確保することにより、当該施設の有効活用が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、二案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

#### (四) 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、駐車場を整備して阿東総合交流ターミナル（道の駅長門峡）の利用者の利便性を確保することにより、当該施設の有効活用を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

#### 五 起業地を表示する図面の縦覧場所

山口市阿東総合支所農林課

### 山口県告示第六十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第二項の規定に基づき、岩国駅前南地区市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

令和五年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 市街地再開発組合の名称  
岩国駅前南地区市街地再開発組合
- 二 施行地区  
岩国市麻里布町一丁目及び麻里布町二丁目の各一部
- 三 事務所の所在地  
岩国市麻里布町一丁目四番三号
- 四 設立認可の年月日

令和五年二月二十四日

五 事業施行予定期間

事業計画の認可を受けた日から令和十一年三月三十一日まで

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日(初年度にあつては、令和五年二月二十四日から同年三月三十一日まで)

七 公告の方法

施行地区内の掲示板に掲示する。



(二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和五年二月二十四日

一 開発区域に含まれる地域の名称

玖珂郡和木町和木四丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩国市山手町一丁目一番一四号

株式会社東洋地所

山口県知事 村岡 嗣 政



山口県公安委員会告示第四号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和五年二月二十四日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

雑踏警備業務 一級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 令和五年五月二十九日(月曜日)の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 令和五年六月二十三日(金曜日)

場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和五年四月三日(月曜日)から同月七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員

雑踏警備業務 二級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和五年五月二十九日(月曜日)の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和五年六月十六日(金曜日)

場所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。  
検定申請書の受付期間及び時間

令和五年四月三日(月曜日)から同月七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。



山口県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年二月二十四日

山口県選挙管理委員会公認 秋本泰治

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者		その他の事項	備出（年月日）
	氏名	公職の種類			氏名	公職の種類		
真政会	吉田 真次	衆議院議員	吉田 真次	下関市豊北町大字北貫3556	吉田 真次	衆議院議員	政治資金規正法第197条第1項に規定する関係団体第2号会政団	令和5、12

政治団体の名称	代表者の名		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出（年月日）
	氏名	公職の種類				
明本光弘後援会	明本 光弘		明本みゆき	玖珂郡和木町瀬田/丁目2番7号		令和5、4
かつ本竜一後援会	勝本 竜一		上村 拓	下関市田中町8番1号		“ “ 11
最燃焼	安河内淳朗		安河内万里子	山口市阿東生雲東分7/4		“ “ 4
真宅宣昭後援会	真宅 宣昭		真宅 康子	宇部市南浜町2丁目2番7号		“ “ 30
豊村ゆうじ後援会	豊村 雄二		豊村 優子	防府市大字植松//16		“ “ 31
林直人後援会	松田 隆志		林 幸子	下関市菊川町大字日新235		“ “ 6

安河内あつろう後援会	安河内淳朗	安河内万里子	山口市阿東生雲東分7/4			“ “ 4
------------	-------	--------	--------------	--	--	-------

山口県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年二月二十四日

山口県選挙管理委員会公認 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の名	異動事項	異動内容		備出（年月日）
			新	旧	
青谷和彦後援会	青谷 和彦	代表者 会計責任者	青谷 和彦 “	谷本 吉雄 青谷 裕一	令和5、19
伊藤青波後援会	伊藤 青波	代表者	伊藤 青波	佐々木 薫	“ “ 26
大西明子後援会	米重 政彦	“	米重 政彦	大西 正勝	令和4、1
河崎運後援会	上原 久幸	“	上原 久幸	小林 征和	令和5、15
幸福実現党山口後援会	森重 弘己	会計責任者	町村 真美	佐伯 知子	“ “ 20
小熊坂たかし後援会	小熊坂明子	代表者	小熊坂明子	小熊坂孝司	令和4、8
		会計責任者	“	“	
周防大島町を元気にする会	竹田 茂伸	“	竹田 茂伸	辰巳 真子	令和5、16
猶克実後援会	江嶋重企雄	代表者	江嶋重企雄	福田 幸三	“ “ 10
中村恒友後援会	中村 恒友	会計責任者	中村 有希	高山 有希	令和4、2
宮内欣二後援会	谷岡 欣二	代表者	谷岡 欣二	玉置 要	令和2、1

山口県清酒産業振興会	岩崎喜一郎	〃	岩崎喜一郎	山縣 俊郎	令和4、 11、29
------------	-------	---	-------	-------	---------------

### 山口県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年二月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
安倍晋三後援会	畑村 剛	阿立 豊彦	下関市東大和町 / 丁目8番/6号	令和4、 12、31
兼広三朗後援会	徳久 隆成	足立 喬	宇部市恩田町2丁目9番/3号	〃 〃
亀田博後援会	戸嶋 基美	亀田美美子	下関市山の田本町4番24号	〃 〃
元氣な郷をつくる龍泉仁之後援会	龍泉 仁之	龍泉 美鈴	周南市清光台町/0番7号	〃 2、28
小熊坂たかし後援会	小熊坂明子	小熊坂明子	下関市彦島追町5丁目2番24号	〃 12、31
下関未来研究会	亀田 博	亀田美美子	〃 山の田本町4番24号	〃 〃
新城ひろのり後援会	新城 寛徳	新城 澄子	宇部市大字際波6/5の6	〃 〃 30
友田政策研究会	友田 有	佐藤 誠治	下関市岬之町8番/6号	〃 〃 31
はせがわ耕二後援会	長谷川耕二	長谷川朋子	宇部市草江 / 丁目/0番/9- / 号	〃 〃 〃
林哲也後援会	岡本 雅	山野 進	下関市菊川町大字日新235	〃 〃 20
久富海スポーツ	藤岡 芳子	久富 鐵夫	柳井市伊陸5258	〃 〃 28
松並弘治後援会	松並 秀夫	松並登美子	周南市大字呼坂2034	〃 〃 30
山口政経研究会	畑村 剛	畑村 剛	下関市東大和町 / 丁目8番/6号	〃 〃 31

令和5年2月24日 金曜日

山口県報

(定期)

第382号

令和五年二月二十四日印刷

発行人所

山口県知事

### 山口県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年二月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考(届出年月日)
		名	称			
吉田 真次	衆議院議員	真政会		下関市豊北町大字北宇賀3556	吉田 真次	令和5、 1、11

### 山口県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年二月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考(資金管理団体でなくなった年月日)
亀田 博	下関未来研究会	令和4、12、31
小熊坂 明子	小熊坂たかし後援会	〃 10、8
新城 寛徳	新城ひろのり後援会	〃 12、30
友田 有	友田政策研究会	〃 〃 31
長谷川 耕二	はせがわ耕二後援会	〃 〃 〃